

京都市告示第 319 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。以下同じ。）を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 5 日

京都市長 榊 本 頼 兼

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	醍醐水0114号	伏見区醍醐上端山町36番地地先 同町35番地の2地先	
2	醍醐水0115号	伏見区醍醐上端山町37番地の1地先 同町36番地地先	
3	横大路水0070号	伏見区横大路下三栖東ノ口町1番地の23地先 同町1番地の24地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	横大路水0001号	伏見区横大路下三栖東ノ口町1番地の33地先 同町1番地の56地先

(建設局土木管理部道路明示課)